

令和7年度

財政援助団体等監査報告書
(補助金及び負担金の交付団体)

大仙市監査委員

目 次

I	適用した監査基準	1
II	財務監査等の種類	1
III	監査の対象	1
IV	監査の着眼点	3
V	監査の主な実施内容	5
VI	監査の実施場所及び日程	5
VII	監査の結果	5
VIII	監査の意見	6
IX	各財政援助団体の概要と監査意見(個別)	15
	株式会社 Y T M	15
	株式会社 c o z y	17
	大曲地区ライスセンター利用組合	19
	大曲商工会議所	20
	株式会社協和振興開発公社	22
	川を渡るぼんでん振興会	23
	秋田県立大曲農業高等学校太田分校 教育振興会	25
	東京 嶽 雄 会	27
	黒瀬町飲食店祭実行委員会	28
	土川自治会長会	30
	八乙女 Y O S A K O I 祭実行委員会	31
	K M C . l l t h	32
	南外民俗祭の会	33
	史跡の里づくり委員会	34
	おおたみなみ地域いきいき事業推進委員会	36
	「大曲の花火」実行委員会	37
	大仙市スポーツツーリズムコミッション	38
	大曲仙北教育研究会	40

I 適用した監査基準

本財政援助団体等監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 財務監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

III 監査の対象

1 監査の対象事務

令和6年度歳出予算18節「負担金補助及び交付金」から支出された財政的援助に係る補助金及び負担金の交付団体に係る当該補助等に関する出納その他の事務の執行及び市の補助等に関する事務の執行を対象として監査を実施した。

2 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

3 一般会計における令和6年度の補助金及び負担金の支出状況

(1) 補助金

18節2細節（補助金）の予算科目から支出した金額は総額で約47億円、事業数は130事業となっている。

款別の事業数及び支出金額は、以下のとおりとなっている。

○一般会計における款別の支出金額

款名	予算配当課所数	事業数	支出金額
2款 総務費	23	16	196,786,720
3款 民生費	6	22	548,118,766
4款 衛生費	6	17	989,703,736
5款 労働費	2	5	23,943,532
6款 農林水産業費	10	33	1,580,784,829
7款 商工費	4	14	272,746,731
8款 土木費	3	7	848,813,800
9款 消防費	1	3	74,725,067
10款 教育費	10	12	118,185,458
11款 災害復旧費	8	1	38,967,000
合計		130	4,692,775,639

※本表には他の特別会計への繰入金などが含まれている。

(2) 負担金

18節1細節（負担金）の予算科目から支出した金額は総額で約97億円、事業数は153事業となっている。

款別の事業数及び支出金額は以下のとおりとなっている。

○一般会計における款別の支出金額

款名	予算配当課所数	事業数	支出金額
1 款 議会費	1	1	598,900
2 款 総務費	25	32	187,398,252
3 款 民生費	8	22	4,531,133,102
4 款 衛生費	4	12	3,117,427,697
5 款 労働費	1	5	1,955,500
6 款 農林水産業費	8	21	179,562,542
7 款 商工費	7	9	88,519,117
8 款 土木費	7	12	48,759,118
9 款 消防費	2	10	1,485,293,120
10 款 教育費	14	29	46,973,429
合 計		153	9,687,620,777

※本表には一部事務組合への負担金や会費的性質に係る負担金などが含まれている。

4 監査対象の選定基準

(1) 補助金

監査資源やリスクなどを考慮し、個人を対象としたもの以外で、かつ以下に該当するものを対象とした。

○監査対象の選定基準

- ア. 過去の監査において指摘事項のあった団体
- イ. 地域振興事業費（地域枠予算）に係る補助金の交付を受けた団体
- ウ. 近年に新設又は拡充された補助金の交付を受けた団体
- エ. これまで監査の対象となっていない団体
- オ. 原則として 30 万円以上の補助金の交付を受けた団体
- カ. その他監査委員が必要と認めた団体

(2) 負担金

監査資源やリスクなどを考慮し、一部事務組合への負担金や会費的性質に係るもの以外で、かつ以下に該当するものを対象とした。

○監査対象の選定基準

- ア. これまで監査の対象となっていない団体
- イ. 市が事務又は会計事務を受任している団体
- ウ. 原則として 30 万円以上の負担金の交付を受けた団体
- エ. その他監査委員が必要と認めた団体

5 監査の対象団体・所管部署

上記 4 の選定基準に該当するものの中から対象となる部署に偏りが生じないように考慮した上で監査委員が任意に抽出し、補助金の交付を受けた 15 団体、負担金の交付を受けた 3 団体、市

の所管部署 18 部署について対象とした。

なお、下記監査対象事業 No.1 の分譲マンション解体補助金の監査においては、伊藤淳監査委員を地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

○監査対象

事業No.	所属名称		区分	監査対象事業・監査対象団体名	補助（負担）金額 単位：円
1	総務部	総合防災課	補助金	分譲マンション解体補助金 株式会社 Y T M	20,000,000
2	こども未来部	子育て支援課	補助金	特別保育支援事業（一時預かり）補助金 株式会社 c o z y	2,288,759
3	農林部	農業振興課	補助金	共同利用施設整備事業補助金 大曲地区ライスセンター利用組合	2,500,000
4	経済産業部	商工業・若者チャレンジ振興課	補助金	大仙市誕生20周年「大曲の花火ウィーク」特別企画事業費補助金 大曲商工会議所	1,500,000
5	観光文化スポーツ部	観光交流課	補助金	大仙市道の駅特産品記念割引キャンペーン事業費補助金 株式会社協和振興開発公社	1,186,000
6	観光文化スポーツ部	文化財課	補助金	大仙市伊豆山神社川を渡る梵天保存継承事業補助金 川を渡るぼんでん振興会	1,620,000
7	教育委員会事務局	教育総務課	補助金	秋田県立大曲農業高等学校太田分校教育振興会事業補助金 秋田県立大曲農業高等学校太田分校 教育振興会	784,000
8	神岡支所	市民サービス課	補助金	大仙市首都圏ふるさと会等助成金 東京嶽雄会	200,000
9	企画部	地域活動応援課	補助金	地域づくり事業補助金（黒瀬町飲食店祭事業） 黒瀬町飲食店祭実行委員会	300,000
10	西仙北支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（土川地区コミュニティ活性化交流事業） 土川自治会長会	500,000
11	中仙支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（八乙女 Y O S A K O I 祭開催事業） 八乙女 Y O S A K O I 祭実行委員会	300,000
12	協和支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（第25回 きょうわミニコンサート事業） K M C . 1 1 t h	300,000
13	南外支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（「南外民俗祭の会」活動補助事業） 南外民俗祭の会	300,000
14	仙北支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（史跡の里づくり事業） 史跡の里づくり委員会	1,150,000
15	太田支所	地域活性化推進室	補助金	地域づくり事業補助金（おおたみなみ地域いきいき事業） おおたみなみ地域いきいき事業推進委員会	300,000
16	経済産業部	花火産業推進課	負担金	モントリオール国際花火競技大会出品負担金 「大曲の花火」実行委員会	10,000,000
17	観光文化スポーツ部	スポーツ振興課	負担金	大仙市スポーツツーリズムコミッション負担金（通常分） 大仙市スポーツツーリズムコミッション	4,991,000
18	教育委員会事務局	教育指導課	負担金	大曲仙北教育研究会運営事業負担金 大曲仙北教育研究会	1,410,000

IV 監査の着眼点

1 市所管部署

所管部署の補助金等の交付その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、補助金等が十分効果をあげているか、また、財政援助交付団体に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査した。

(1) 補助金交付要綱について

- ① 交付要綱は制定されているか。また、交付要綱制定の決裁手続きは適正か。
- ② 交付要綱に交付目的、補助対象事業、補助対象経費、補助金額算定方法及び補助終期が規定されているか。
- ③ 交付要綱の改正経過を明らかにする決裁書が保管されているか。

(2) 補助金等の交付手続きについて

- ① 補助金等交付申請書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。また、概

算払を行っている場合、必要な審査を行っているか。

- ② 補助金等交付申請書には、補助事業等計画書が添付されているか。この計画書は申請団体の事業計画書及び予算書等と符合するか。また、「補助金算出の基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しており、金額は適正か。
- ③ 補助金等交付申請調書を作成しているか。この調書の「補助申請額及び算出基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。「概算払の有無」を記載しているか。
また、「補助金等交付額及び算出の基礎」欄は、交付要綱に即して具体的に記載しているか。
- ④ 交付決定通知は、所定の決裁を受けているか。また、交付決定通知には大仙市補助金等の適正に関する条例（以下「条例」いう。）第7条に規定する交付条件を記載しているか。

(3) 補助金等の確定手続きについて

- ① 補助事業等実績報告書を受領し、必要事項が記載されていることを検証しているか。この報告書は、決算諸表等と符合するか。また「その他参考事項」欄には、補助金算出の過程が交付要綱に即して具体的に記載されており、金額は適正か。
- ② 補助金等の額の確定通知は、所定の決裁を受けているか。
- ③ 概算払額が確定した補助金額を超過した場合、精算処理を行っているか。

(4) 会計処理の確認について

- ① 補助金等に関する確認、指導は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業等実績報告書を受領時に会計内容を確認しているか。

(5) 補助金の見直しについて

- ① 交付目的や効果等から判断して、廃止に向けて見直しする必要がある補助金はないか。

(6) 負担金について

- ① 負担金を支出する根拠は明確であるか。また、交付手続きに関する定めはあるか。
- ② 負担金の支出は、所定の決裁を受けているか。
- ③ 実績報告書を受領し、市が負担すべき内容に使用されていることを確認しているか。

2 財政援助団体

監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として監査した。

(1) 会計処理について

- ① 補助金等に係る会計は、区分管理されているか。
- ② 会計帳簿体系は、整備されているか。
- ③ 会計帳簿の記帳は適正か。
- ④ 領収書等の証拠書類は、一定の基準で明瞭に整理、保存されているか。
- ⑤ 補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑥ 補助事業の内容を変更する場合は、条例第7条第2号に規定する変更の承認を申請しているか。

(2) 繰越金について

次年度繰越額は、補助金額等と比べて妥当か。

V 監査の主な実施内容

1 予備監査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面確認による予備監査を行った。

- (1) 補助金等の概況
- (2) 補助金交付要綱の制定及び改正に関する書類
- (3) 補助金等交付申請書及び添付資料
- (4) 補助金等交付申請調書及び補助金等交付決定通知書
- (5) 補助事業等実績報告書及び添付資料
- (6) 補助金等の額の確定通知書
- (7) 負担金の支出根拠となる協定等
- (8) その他補助金等に関する関係書類

2 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署及び一部の財政援助団体（3 団体）に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の監査を行った。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査は監査委員事務局において実施した。

本監査は神岡庁舎、仙北庁舎及び大曲図書館において実施した。

2 日程

- | | |
|---------------|------------------|
| 10月 1日 | 各部署への監査の実施通知 |
| 10月17日～10月31日 | 予備監査 |
| 11月 7日～11月20日 | 監査委員による本監査（対面監査） |
| 12月25日 | 監査結果の報告 監査委員合議 |
| 1月22日 | 部長講評 |
| 1月29日 | 監査結果報告書の提出 |

VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行は下記VIIIの指摘に記載した事項を除き、おおむね適正に行われていると認める。

また、所管部署の補助金の交付その他の事務の執行及び財政援助団体に対する指導監督は下記VIIIの指摘に記載した事項を除き、おおむね適正に行われていると認める。

なお、本報告書に記述した内容は、今回の監査対象となった部署のみならず全庁の課題として対処することを望むものである。

VIII 監査の意見

大仙市監査委員監査基準（令和5年大仙市監査委員訓令第3号）に基づき、下記に意見を述べる。なお、監査の処置基準は以下のとおりである。

○監査の処置基準

区分	内容	処置の内容
指摘	<p>次のいずれかに該当すると認められるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令等（条例、規則、要綱、要領、基準等を含む。）に明らかに違反し、市民及び市に著しい損害を与えるもの 2. 市民の信頼を失墜させるもの 3. 書類の隠蔽、改ざんその他の故意による違反行為又は重大な過失と認められるもの 4. 財務事務が著しく不適切で指摘すべきと認めるもの 	<p>地方自治法第199条第14項に基づき、市長等からの措置状況に係る報告を受けて、これを公表する。ただし、同項の対象とならない監査等における指摘事項については、下記「注意」と同様の取扱いとする。</p>
注意	<p>次のいずれかに該当すると認められるもののうち、市民及び市に大きな損害又は影響を及ぼすもの若しくはそのおそれのあるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収入・支出の執行で不適切なもの 2. 契約行為で是正又は改善等を要するもの 3. 現金・預金の管理で不十分なもの 4. 事務手続で著しく不適切なもの 5. 経済性、効率性、有効性等に疑義があり、是正又は改善等を要するもの 6. 過去の監査等で注意、指導等した事項で改善の努力がなされていないもの 	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書で通知し、その措置方針等について回答を求める。</p>
検討 ・ 要望	<p>改善の検討又は業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの</p>	<p>代表監査委員は、監査対象機関の長等に対し、文書又は口頭で改善の検討を求める。</p> <p>また、監査委員が必要と認める場合、代表監査委員は監査対象機関の長等に対し、文書または口頭で改善状況等について回答を求めることができる。</p>

○指 摘

1 補助金交付事務の適正化について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく補助金及び負担金の交付団体を対象とした監査は、今回の監査で 9 回目となる。

これまで累次にわたり事務の適正な執行に資する意見を出しており、中には是正されたものもあるが、今回の監査においても改善されていないものが多く見受けられた。

こうした状況は、条例の運用を含めた補助金事務の執行に関するガイドラインや全庁共通のマニュアルが存在しないことが一つの要因と考えられる。

予算を統括する財政課をはじめ関係する部署においては、下記に記載した 4 点の意見を念頭に補助金事務の執行に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）や全庁共通のマニュアル（以下「マニュアル」という。）の策定を検討されたい。併せて、原則として全ての補助金について交付要綱を制定すること及び交付要綱の作成に係る必要事項をマニュアルに明記されたい。

また、職員にそれらの浸透を図り内部統制機能の強化に努められたい。

(1) 条例第 19 条に規定する交付基準の運用について

補助金等の交付基準については、条例第 19 条において下記のとおり定めている。

(補助金等の交付基準)

第 19 条 市が交付する補助金等は、次に掲げる基準により交付するものとする。

- (1) 当該事業が公益上必要であり、かつ効果の顕著なものについて、その必要最少経費の 3 分の 1 の範囲内で予算の定める額
- (2) 当該事業が公益上必要であり、効果が顕著なもので市が特に奨励的と認められるものについては必要最少経費の 2 分の 1 の範囲内で予算の定める額
- (3) 当該事業の財源のすべてが国庫支出金や県支出金である場合又は利子補給金については、予算の範囲内で市長の定める額
- (4) その他市長が特に交付を必要と認められるものについては、予算の範囲内で市長の定める額

この条例に準拠した補助率を適用している補助金が多くを占める一方で、今回監査したものの中には同条第 4 号に規定する「その他市長が特に交付を必要と認められるものについては、予算の範囲内で市長の定める額」を適用し、条例で定める補助率の上限である 2 分の 1 を超えて交付している補助金が見受けられた。条例第 19 条第 4 号の適用については、各部局において十分に協議され、総務課及び財政課の審査のもと交付要綱等を定めているものと考えられるが、適用にあたっての基準がなく、協議経過の保存や決裁等のルールが定められていないことから、適用の根拠が曖昧となっている。

補助金は、公益的な活動の活性化や施策展開をする上で有効な方策であるが、全体的な視点が必要であれば不公平なものとなり、結果として効率的・効果的でなくなってしまうおそれがある。

予算を統括する財政課をはじめ関係する部署においては、条例第 19 条第 4 号の適用に関する必要事項をガイドラインに規定することにより補助金の透明性向上に努められたい。（文化財課、教育総務課）

(2) 補助終期の設定及び効果検証について

これまでの財政援助団体等監査においても補助終期の設定及び効果検証を行うよう意見を出してきたところであるが、必要な見直しが行われぬまま予算措置及び交付されているものが見受けられた。

令和6年度当初予算編成要領においては「それぞれの補助金の目的に照らし合わせ、必要性や効果等を再検証し、整理統合や補助率の適正化など全般的な見直しを図ること。新たに補助制度を創設する場合は、必ず終期を設定すること。終期を迎えた補助制度は必ず見直しを行い、廃止も含めて検討すること。」という方針が示されている。しかしながら、今回の監査の対象となった補助金の中には補助率や補助対象経費が交付要綱等に定められておらず、加えて、補助額についても長年見直しが行われぬまま同額を補助しているものがあった。補助率や補助対象経費等は補助金の算定や支出の根拠となるものであることから、担当部署においては交付要綱を改正されたい。また、財政課においては、予算編成要領に基づく取組を強化されたい。

補助金は創設当時の事情や性質が様々であり、補助終期や評価指標を設定すること自体が難しいものもあるが、適正な執行を確保するためには公益上の必要性について定期的な検証を行うことが必要不可欠である。財政課においては、全ての補助金について一度補助終期を設定し、効果検証については例えば5年に1回程度行うことをガイドラインやマニュアルに定めることを検討されたい。

また、団体の決算状況を毎年度確認し、繰越金が一定の水準にある場合は交付内容の見直しを検討されたい。(教育総務課)

(3) 補助対象経費及び交付条件の明確化について

補助対象経費及び交付条件については、交付額や使途の透明性確保の観点などから、交付要綱等において明確に定める必要がある。

今回の監査において、補助対象事業の主要部分に係る経費について交付要綱に定める「その他市長が認めるもの」として計上しているなど、補助対象外経費との区分が不明瞭であるものがあった。

また、大仙市分譲マンション解体補助金は交付対象となる条件として、交付要綱第3条第7号で「除却後の跡地及び市有地については、除去後5年以内に一体的利用に着手し、かつ、通算5年以上当該利用に供するものに限るものとする。」と規定しているが、不測の事態又は団体の都合による計画変更が生じた場合の取扱いについて定められていなかった。

補助対象経費及び補助条件が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性が確保できないことや交付条件が満たせなくなった場合に補助金の返還が生じる可能性があることから、補助制度の創設にあたっては十分な検討を行うとともに交付要綱に必要な事項を明記し、後に疑義が生じないようにされたい。(総合防災課、商工業・若者チャレンジ振興課、教育総務課)

(4) 補助金の交付事務に係る事務処理基準の整備について

これまでの財政援助団体等監査において補助金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)及び補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)の審査を十分に行うよう意見を出

しているが、今回の監査においても審査が適切になされていないところが散見された。

補助金の交付は、出納や契約に係る事務と同様に基本的には定型的な内容であり、統一した事務執行が可能であることから、適正な事務処理を確保するため、総務課及び財政課など関係各課においては、ガイドラインやマニュアルの策定を検討されたい。

2 補助金の算定について

特別保育支援事業補助金の補助金額は、年間延べ利用児童数に応じた基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入（利用料金等）を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額となっている。

今回監査の対象となった団体における一時間当たりの利用料金は、団体の社員等が養育する乳幼児が利用する場合については社員割引の適用により 200 円（以下「社割料金」という。）、一般の乳幼児については、平日が 660 円、土日祝日が 880 円（以下「一般利用料金」という。）となっている。

年間の利用時間と利用料金は、社割料金が適用になった乳幼児が 160 時間で 32,000 円、一般利用料金が 484 時間で 328,920 円、合計が 644 時間で 360,920 円となっている。

今回監査の対象となった団体に対する補助額は、事業費 2,649,679 円から利用料収入 360,920 円を差し引いた 2,288,759 円となっているが、表 1 のとおり一般利用料金と社割料金の差額 73,600 円については結果的に補助金が交付された状態となっている。

このことについて所管課へ確認したところ、国の「一時預かり事業実施要綱」に「本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。」と記載されていることをもって事業者が設定した利用料金を承認しているとのことであった。また、内閣府が平成 30 年 3 月 30 日に自治体向け F A Q として公表した資料においては「利用料について、国として一律の基準を設けることは考えていませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断により、各園の設定に委ねることも可能です。」とされているとのことであった。

しかしながら、当該社割料金は一般の利用者との差別化を図り社員等を優遇するものであり、当該割引分は本来会社が福利厚生等の一環で負担すべきものであることから適切ではないと考えられる。

本補助金については、国、県、市がそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担していることから、本監査の結果を踏まえ、関係機関と協議のうえ必要な措置を講じられたい。

なお、令和 7 年度においては、一時間当たりの利用料金が一律 200 円に設定されており見直しが図られている。（子育て支援課）

○表1 特別保育支援（一時預かり）補助金の算定

令和6年度 特別保育支援事業（一時預かり）補助金の算出

1. 申請額（社員割引適用あり）

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">事業費</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,649,679 円</td></tr> </table>	事業費	2,649,679 円	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">利用料収入</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">360,920 円</td></tr> </table>	利用料収入	360,920 円	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,288,759 円</td></tr> </table>	補助額	2,288,759 円	(a)
事業費											
2,649,679 円											
利用料収入											
360,920 円											
補助額											
2,288,759 円											

※一般分＝328,920円
※社割分＝32,000円（200円×160時間）

2. 仮に社員割引の適用が無かった場合

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">事業費</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,649,679 円</td></tr> </table>	事業費	2,649,679 円	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">利用料収入</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">434,520 円</td></tr> </table>	利用料収入	434,520 円	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,215,159 円</td></tr> </table>	補助額	2,215,159 円	(b)
事業費											
2,649,679 円											
利用料収入											
434,520 円											
補助額											
2,215,159 円											

※一般分＝328,920円
※社割分＝105,600円（660円×160時間）

3. 社員割引分の補助額

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #d9e1f2;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center; color: red;">73,600 円</td></tr> </table>	補助額	73,600 円	(a) - (b)
補助額			
73,600 円			

※国、県、市が3分の1ずつ補助

≪ 利用管理簿 ≫

2024 7月		cozy 託児所 利用者管理簿		R5.4月～1H ¥660				0.0	料金
No.	日付	利用時間	保護者名	子供氏名(年齢)	緊急連絡先	時間(一般)	時間(社割)	目録・振替・その他	料金
1		~						0	0
								n	n

○注 意

1 交付要綱について

(1) 公益上の必要性の明文化について

地方公共団体における補助金等の交付は、地方自治法第232条の2に規定されている「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」を根拠としているが、交付要綱に「〇〇に補助することを目的とする」といったように、補助金を交付すること自体が目的とされ、どのような公益上の目的から補助金を交付するのか規定されていないものがあった。

補助金は公益上必要がある場合に交付することができることとされていることから、交付要綱に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。（総合防災課）

(2) 補助対象経費算定における消費税の取扱いについて

今回監査した地域づくり事業補助金について、消費税を含む補助対象事業費の総額に110分の100を乗じて補助対象経費を積算（一律に標準税率の対象として積算）しているものと消費税を含む補助対象事業費の総額から各項目の消費税を個別に積算（標準税率と軽減税率を区分して積算）した上で控除しているものがあり、地域活性化推進室によりその取扱いが異なっていた。

令和4年度財政援助団体等監査報告書においても意見を出しているが、消費税の控除方法によっては、補助対象経費が異なる場合があり、結果として補助金額にも影響する可能性があることから、補助金を統括する財政課においては統一した取扱いとなるよう事務処理基準を定めたい。周知されたい。（南外支所地域活性化推進室）

2 補助金等の交付決定手続きについて

補助金等の交付決定手続きについて、次の事項が見受けられたので改善されたい。

(1) 補助金等交付申請調書（以下「申請調書」という。）について

「補助申請額及び算出基礎」欄に、「要綱による」とだけ記載するなど補助金額の具体的な算出過程が記載されていないものがあったこと。（総合防災課）

また、記載事項に誤りや必要事項が記載されていないものがあったこと。（総合防災課、農業振興課、仙北支所地域活性化推進室）

(2) 補助金等交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）について

① 条例第7条に規定する交付条件について

条例第7条で規定する交付条件が記載されていないものがあったこと。（地域活動応援課）

② 概算払について

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、本来「概算払」と表記すべきところを「前金払」と表記しているものがあったこと。（文化財課）

③ 記載事項について

団体代表者の職名が決定通知書では「統括責任者」となっているが、団体の会則では「代表」となっており記載内容が異なっているものがあった。

令和4年度財政援助団体等監査においても指摘しているが、代表者の職名は団体の法的な代表者を確認する意味においても重要であることから正確に記載されたい。（地域活動応援課）

(3) 交付決定に係る決裁について

これまでの財政援助団体等監査において交付決定に係る専決区分を遵守するよう意見を出しているが、今回の監査においても大仙市事務専決規程（以下「専決規程」という。）において規定されている専決区分より下位の職位の者が決裁しているものがあった。

財政課においては、マニュアルに専決規程で定める専決区分を記載するなど専決区分が遵守されるような仕組みづくりを行われたい。（総合防災課、子育て支援課、観光交流課、文化財課）

○専決規程第4条第2項第30号及び第5条に規定する交付決定等の専決区分

	市長	副市長	総務部長	主管部長	財政課長	支所長	主管課長等
1件 2,000万円以上	○						
1件 1,000万円以上 2,000万円未満		○					
1件 500万円以上 1,000万円未満			○				
1件 300万円以上 500万円未満				○			
1件 100万円以上 300万円未満					○		
1件 500万円未満 (300万円以上は財政課 長及び主管部長合議)						○	
1件 100万円未満							○

3 実績報告書の検証について

事業期間内に支払が完了していないものや交付要綱で定める期間内に提出されていないもの、記載事項が誤っているものなど実績報告書の審査が不十分なものが見受けられた。

補助金等の額の確定にあたっては、実績報告書に記載された補助金の算出内容、事業の実施内容、期間及び支出内容の適正性について十分に審査されたい。(農業振興課、教育総務課、地域活動応援課、中仙支所地域活性化推進室、南外支所地域活性化推進室、仙北支所地域活性化推進室、太田支所地域活性化推進室)

4 支出方法について

支出方法については、事業完了後に支出する通常払が原則であるが、交付先の財政状況等により事前に支出しなければ団体の運営や事業ができない場合には、事業完了前に支出する概算払や前金払を行うことができる。

条例施行規則第5条において、「市長は、補助金等の内容及び性質等を勘案し、必要と認めるときは、当該補助金等を前金払又は概算払することができる。」と規定されているが、申請書の審査が不十分なものや審査そのものがなされていないものが見受けられたので、必要性等について十分に審査したうえで行われたい。(文化財課、教育総務課、神岡支所市民サービス課、南外支所地域活性化推進室)

特に前金払については、「債務履行完了の確認」や「不履行の場合の返還」等に係る手続きが規定されていないことから、財政課や会計課など関係課においては必要な手続きを定めるようにされたい。

5 補助金等交付団体に対する指導について

補助金等交付団体において、次のような事例が見受けられたので、団体に対し必要な補正や手

続きなどについて指導されたい。

(1) 交付申請書について

財源内訳や補助金の算出内容などに記載の漏れや誤りが見受けられたこと。(商工業・若者チャレンジ振興課)

(2) 補助事業等計画書について

「補助金算出の基礎」欄に補助金の具体的な算出過程が記載されていないものが見受けられたこと。(観光交流課、教育総務課)

(3) 実績報告書について

① 記載内容について

事業費や実施内容などに記載誤りが見受けられたこと。(農業振興課、教育総務課、仙北支所地域活性化推進室)

② 事業期間に事業完了しなかったものについて

事業期間内に支払や事業が完了していないものものが見受けられた。

期間内に支払や事業が完了しない場合は、条例第7条第2号に規定する変更申請又は同条第4号に規定する市長への報告を行うよう団体に対し必要な指導を行われたい。(地域活動応援課、西仙北支所地域活性化推進室、中仙支所地域活性化推進室、南外支所地域活性化推進室、太田支所地域活性化推進室)

③ 提出期限について

大仙市地域づくり事業補助金交付要綱において「申請者は、事業完了後30日又は当該補助金の交付を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、地域づくり事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定されているが、期日を徒過しているものがあったこと。(中仙支所地域活性化推進室)

(4) 予算書、決算書及び会計書類の整備について

団体の予算書、決算書及び会計書類に必要事項が正しく記載されていないところが見受けられたこと。(農業振興課、協和支所地域活性化推進室、仙北支所地域活性化推進室)

6 負担金支出の根拠について

令和5年度定期監査報告書において「市が構成員である団体に対しその団体の必要経費に充てるため費用を負担する場合は、規約や協定書などにより対象となる経費や負担する金額などを明確に定める必要があると考えられる」と意見を出しているが、今回の監査においてもそれらを定めた協定書等の作成がなされていなかったところがあったので、法令等の定めにより支出が義務づけられているものや会費的性質のものなどを除き、協定書の作成等により取り決め内容を明確にされたい。(花火産業推進課、スポーツ振興課)

特に「大曲の花火」実行委員会(以下「実行委員会」という。)については、今回の監査で対象とした事業の中に懇親会費が含まれていた。当該経費については、口頭による協議により商工会議所が負担することとしたとのことだが、市が負担すべき経費を明確に定めた協定書等がないことから、市の負担金が充てられたとの誤解を生じかねない状況であった。

花火産業構想の推進については、市民の関心が高い事業であることや実行委員会に対し複数の負担金を交付していることを踏まえれば、支出の透明性をより高める必要があると考えられ

ることから、厳正な執行に努められたい。

7 報酬等に係る所得税の源泉徴収事務について

今回監査したものの中には報酬などを補助対象経費としているものがあるが、所得税の源泉徴収がなされていないものがあった。

所得税法第6条において人格のない社団や財団（任意団体）であっても源泉徴収義務者になるとされていることから、団体に対し適法な源泉徴収を行うよう指導されたい。（西仙北支所地域活性化推進室）

8 市が事務局を担当する団体の備品管理について

スポーツ振興課は、大仙市スポーツツーリズムコミッションの事務局を受任しており、団体の予算で購入した冷蔵庫や冷風機などの備品管理を行っている。今回の監査において、備品の管理状況について確認したところ、備品台帳の整備や標識の貼付を行っておらず、管理を受任することについて文書による取り決めもなされていないということであった。

大仙市任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱規程（以下「取扱規程」という。）では、文書の管理については団体より承諾を得て行うこと及び管理手法が規定されているが、備品管理を市が受任することを想定した条文はない状態となっている。

こうした状況は、備品管理に関する責任の所在が不明確となり万が一の場合に市の責任となる可能性があることに加え、団体によっては市からの補助金又は負担金の交付を受けているものがあることから、任意団体事務を統括する総務課においては取扱規程を改正し、市が団体から備品管理を受任する際の条件及び管理手法などについて明確にされたい。

また、備品の保管場所となっている音楽交流館は神岡中央公民館の所管となっていることから、盗難や焼失などの事故が起きた場合の取扱いなどを含めた保管に関する協議を行われたい。（スポーツ振興課）

○検討・要望

1 繰越金及び運営基金のあり方について

大曲仙北教育研究会では、会費や構成市町からの負担金が入金となるまでの間に実施する事業の支払いに備えることなどを目的に100万円を限度として運営基金を設けている。

この運営基金の活用状況について確認したところ、近年は研究大会における講演料が多額になる場合に備え繰越金に余裕を持たせていることから、運営基金の活用実績が無いとのことであった。

義務教育を取り巻く環境は、GIGAスクール構想の推進による情報端末機器の急速な普及、教員の働き方改革及びそれに伴う教職調整額のあり方、部活動の地域展開など様々な課題が山積している。本市を含めた大曲仙北地域の教育水準及び教員のモチベーションの維持向上のため、団体においては繰越金及び当該基金を活用した県外研修など研修活動の更なる充実に努められたい。（教育指導課）

IX 各財政援助団体の概要と監査意見（個別）

〔株式会社 Y T M〕

（所管部署：総務部 総合防災課）

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市分譲マンション解体補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市分譲マンション解体補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	20,000,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	大規模建物の無人化による管理不全状態のため、地域の生活環境の悪化や防災・防犯の観点からも問題となっている分譲マンションの解体を支援することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	次のいずれにも該当する分譲マンションに係る解体工事費 (1) 鉄筋コンクリート造 (2) 建築工事が完了した日から 40 年以上経過し、老朽化が進行しているもの (3) 建物の階層が 3 階以上であること。 (4) 建物 1 棟の総床面積が 1,000 平方メートル以上であること。 (5) 全戸のうち 3 分の 2 以上が分割譲渡により販売された経緯のあるものであること。 (6) 当該分譲マンションの敷地が 1,000 平方メートル以上の市有地と隣接していること。 (7) 除却後の跡地を、前号の市有地と一体的に利用する計画があり、その内容について市と協議が整っているものであること。この場合において、除去後の跡地及び市有地については、除去後 5 年以内に一体的利用に着手し、かつ、通算 5 年以上当該利用に供するものに限るものとする。
補助金の使途・対象経費	分譲マンションの全てを解体し、かつ、撤去する工事費
補助金額の算定・交付基準	市で積算した解体工事費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、2,000 万円を上限とする。
根拠要綱等の終期	令和 7 年 3 月 31 日

○監査意見

1 交付条件の明確化について（指摘）

本補助金の交付対象となる条件として、交付要綱第 3 条第 7 号で「除却後の跡地及び市有地については、除去後 5 年以内に一体的利用に着手し、かつ、通算 5 年以上当該利用に供するものに限るものとする。」と規定しているが、不測の事態又は団体の都合による計画変更が生じた場合の取扱いについて定められていなかった。

交付条件として交付年度を超えた一定期間の履行を求める場合においては、不測の事態又は団体

の都合により条件の履行が困難となる場合が想定されることから、交付要綱にその場合における取扱い及び手続きを規定する必要があると考えられる。

交付要綱の作成にあたっては、上記のような事項についても十分に検討し、後年度に疑義が生じないようにされたい。

2 申請調書について（注意）

「補助申請額及び算出基礎」欄に「要綱による」とだけ記載するなど補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったため、適切な記載に努められたい。

また、交付決定（内定）額の記載漏れがあったため正確な作成に努められたい。

3 交付決定の決裁について（注意）

交付決定の決裁について、専決規程において1件2,000万円以上は市長専決となっているが、担当課長の決裁となっていたため、専決区分を遵守されたい。

4 補助金額の算定について（注意）

交付要綱第6条において、補助金の額は、市で積算した解体工事費に4分の1を乗じて得た額とし、2,000万円上限とすると規定されている。

この市積算額を算定するにあたり、補助金を所管する総合防災課は建築住宅課に口頭で積算を依頼したため、その過程等が文書で保存されていなかった。工事費の積算は補助金額を算定する根幹であり、総合防災課に積算可能な職員がいないことなどを踏まえると、一連の過程を文書に残すことが必要であった。今後、所管課のみで完結しない同種の事案が発生した場合は、その過程を文書として保存し交付額算定の妥当性を明らかにするようにされたい。

また、交付申請書に添付されている工事見積書にはアスベスト除去費用が含まれていたが、市積算額にはアスベスト除去費用が含まれていなかった。市と団体で異なる工事内容で積算を行ったことは、補助金算定の妥当性に疑義が生じることから適切ではないと考えられる。補助金の算定にあたっては、事業内容を確認し適正な算定となるようにされたい。

5 公益上の必要性の明文化について（注意）

地方公共団体における補助金等の交付は、地方自治法第232条の2に規定されている「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」を根拠としているが、交付要綱にどのような公益上の目的から交付するのか規定されていなかった。

補助金は公益上必要がある場合に交付できるとされていることから、交付要綱に「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。

〔株式会社 c o z y〕

(所管部署：こども未来部 子育て支援課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	特別保育支援事業（一時預かり）補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市法人立保育所等補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	2,288,759	2,051,244	1,833,080	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。 こうした需要に対応するため、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児について、一時的に預かる事業。
補助金の使途・対象経費	就学前児童を一時的に保育する事業に要する経費
補助金額の算定・交付基準	年間延べ利用児童数に応じた基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額。
根拠要綱等の終期	令和9年3月31日

○監査意見

1 補助金の算定について（指摘）

特別保育支援事業補助金の補助金額は、年間延べ利用児童数に応じた基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入（利用料金等）を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額となっている。

今回監査の対象となった団体における一時間当たりの利用料金は、団体の社員等が養育する乳幼児が利用する場合については社員割引の適用により200円（以下「社割料金」という。）、一般の乳幼児については平日が660円、土日祝日が880円（以下「一般利用料金」という。）となっている。

年間の利用時間と利用料金は、社割料金が適用になった乳幼児が160時間で32,000円、一般利用料金が484時間で328,920円、合計が644時間で360,920円となっている。

今回監査の対象となった団体に対する補助額は、事業費2,649,679円から利用料収入360,920円を差し引いた2,288,759円となっているが、表1のとおり一般利用料金と社割料金の差額73,600円については結果的に補助金が交付された状態となっている。

このことについて所管課へ確認したところ、国の「一時預かり事業実施要綱」に「本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。」と記載されていることをもって事業者が設定した利用料金を承認しているとのことであった。また、内閣府が平成30年3月30日に自治体向け

FAQとして公表した資料においては「利用料について、国として一律の基準を設けることは考えていませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断により、各園の設定に委ねることも可能です。」とされているとのことであった。

しかしながら、当該社割料金は一般の利用者との差別化を図り社員等を優遇するものであり、当該割引は本来会社が福利厚生等の一環で負担すべきものであることから適切ではないと考えられる。

本補助金については、国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担していることから、本監査の結果を踏まえ、関係機関と協議のうえ必要な措置を講じられたい。

なお、令和7年度においては、一時間当たりの利用料金が一律200円に設定されており見直しが図られている。

※表1 特別保育支援事業（一時預かり）補助金の算定

令和6年度 特別保育支援事業（一時預かり）補助金の算出							
1. 申請額（社員割引適用あり）							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">事業費</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,649,679円</td></tr> </table>	事業費	2,649,679円	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">利用料収入</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">360,920円</td></tr> </table>	利用料収入	360,920円	=
事業費							
2,649,679円							
利用料収入							
360,920円							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,288,759円</td></tr> </table>	補助額	2,288,759円	(a)		
補助額							
2,288,759円							
<p style="text-align: center;">※一般分=328,920円 ※社割分=32,000円（200円×160時間）</p>							
2. 仮に社員割引の適用が無かった場合							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">事業費</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,649,679円</td></tr> </table>	事業費	2,649,679円	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">利用料収入</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">434,520円</td></tr> </table>	利用料収入	434,520円	=
事業費							
2,649,679円							
利用料収入							
434,520円							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">2,215,159円</td></tr> </table>	補助額	2,215,159円	(b)		
補助額							
2,215,159円							
<p style="text-align: center;">※一般分=328,920円 ※社割分=105,600円（660円×160時間）</p>							
3. 社員割引分の補助額							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="background-color: #e1eef6;">補助額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">73,600円</td></tr> </table>	補助額	73,600円	(a) - (b)				
補助額							
73,600円							
<p style="text-align: center;">※国、県、市が3分の1ずつ補助</p>							

◀利用管理簿▶

2024 7月		cozy 託児所		利用者管理簿		R5.4月~1H ¥660	
No.	日付	利用時間	保護者名	子供氏名(年齢)	緊急連絡先	時間(一般)	時間(社割)
1		~					
							料金
							0
							0

2 交付決定の決裁について（注意）

交付決定については、専決規程において1件100万円以上300万円未満は財政課長専決となっているが、担当課長の決裁となっていたので、専決区分を遵守されたい。

[大曲地区ライスセンター利用組合]

(所管部署：農林部 農業振興課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市共同利用施設整備事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市「農業と食」活性化推進事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	2,500,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	大仙市農業と食に関する活性化基本構想の実施計画である大仙市農業と食に関する活性化基本構想アクションプランを推進するため農業者に補助金を交付することにより、地域の担い手を確保し持続可能な強い農業の実現を目指し、もって本市の基幹産業である農業の活性化に資することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	国の補助事業により共同利用施設を整備した市内の農業法人、利用組合等（JAは除く）が実施する水稻・大豆用乾燥調製施設の整備
補助金の使途・対象経費	水稻・大豆用乾燥調製施設の整備に要する経費
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の4分の1以内で上限250万円
根拠要綱等の終期	令和8年3月31日

○監査意見

1 申請調書について（注意）

起案者の職名について「主幹」と記載すべきところを「副主幹」となっていたので、正確な書類の作成に努められたい。

2 実績報告書について（注意）

実績報告書に記載されている事業費について、全ての科目で金額が一桁少なく記載されていたので、提出された書類について十分に審査するとともに団体に対し必要な補正を指導されたい。

3 団体の決算書等について（注意）

団体の令和6年度決算書について、予算額が前年度のものが記載されていたので、団体に対し正確な決算書の作成を指導されたい。

また、団体における令和6年度の事業期間は令和7年6月30日までとなっているが、監査報告書に記載されている決算内容の監査実施日が令和7年6月22日となっており、事業期間終了以前に監査が行われていた。

監査は、事業期間における決算の内容が関係諸帳簿と一致し、かつ会計処理が正しく行われているかを確認するものであり、事業期間経過後に行うことが望ましいと考えられることから、団体に対し実施時期について指導されたい。

〔大曲商工会議所〕

(所管部署：経済産業部 商工業・若者チャレンジ振興課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市誕生 20 周年「大曲の花火ウィーク」特別企画事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市誕生 20 周年「大曲の花火ウィーク」特別企画事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
	1,500,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	中心市街地の商業活性化を図るために実施している「大曲の花火ウィーク事業」において、大仙市誕生 20 周年記念に伴い実施する特別企画に対して補助金を交付することにより、大仙市の地域資源と花火通り商店街の効果的な周知を図り、もって中心市街地における継続的な賑わい創出と地域活性化に資することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	「大曲の花火ウィーク」における大仙市誕生 20 周年記念特別企画事業
補助金の使途・対象経費	報償費（司会者、講師等への謝礼に限る。）、委託料、使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費・広告宣伝費、保険料、通信運搬費、その他市長が必要と認める経費
補助金額の算定・交付基準	150 万円を限度とし、補助対象経費の全額。
根拠要綱等の終期	令和 7 年 3 月 31 日

○監査意見

1 補助対象経費の明確化について（指摘）

交付要綱第 5 条に補助対象経費が規定されているが、本事業における主要イベントのひとつである「竜王戦勝負スイーツ・ドリンク試食販売&抽選会」の主要部分を占める試食試飲買取に係る経費 353,020 円と値引券換金に係る経費 21,500 円が同条第 8 号に規定する「その他市長が必要と認める経費」として計上されていた。

当該イベントは、令和 6 年第 2 回市議会定例会に議会へ提出した補正予算に係る事業説明書に実施例として事業内容が記載されていること等を踏まえると、交付要綱の制定過程において補助対象経費の検討が不十分であったことを窺わせるものである。

補助対象経費が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないことから、交付要綱の作成にあたっては十分な検討を行われたい。

2 交付申請書について（注意）

交付申請書及び補助事業等計画書に記載されている事業費について、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すべきところ、税抜事業費が記載されていた。

交付申請書等について十分に審査するとともに団体に対し必要な補正を指導されたい。

3 支出方法について（注意）

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、概算払申請書、交付申請書及び申請調書に「前払」あるいは「前払金」と記載されていたので正確に記載されたい。

〔株式会社協和振興開発公社〕

(所管部署：観光文化スポーツ部 観光交流課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市道の駅特産品記念割引キャンペーン事業費補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市道の駅特産品記念割引キャンペーン事業費補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	1,186,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	市の観光拠点である道の駅において、大仙市誕生 20 周年を記念した割引を行うことにより、大仙市誕生 20 周年の節目を祝うとともに、道の駅の利用を促進し、特産品等の本市の魅力を広く周知することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	補助対象者が、道の駅の売店において商品を購入した者（以下「購入者」という。）に対して割引券を配布し、購入者から道の駅の売店において割引券を使用された場合に、割引券の券面額を割り引いて商品を販売する事業。
補助金の使途・対象経費	補助者が補助対象事業において割り引いた額
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の全額
根拠要綱等の終期	令和7年3月31日

○監査意見

1 交付決定兼額の確定の決裁について（注意）

交付決定兼額の確定に関する決裁について、専決規程において1件100万円以上300万円未満は財政課長専決となっているが、担当課長の決裁となっていたので、専決区分を遵守されたい。

2 交付申請書兼実績報告書の添付書類について（注意）

交付要綱第8条において、交付申請書兼実績報告書に「大仙市道の駅特産品記念割引キャンペーン事業集計表（様式第2号）」（以下「集計表」という。）を添付することとしている。

この集計表の中に「@販売した主な商品」欄があるが、その内容が具体的に記載されていなかった。

当該記載事項は、補助事業の検証及び今後の類似事業における企画立案の参考とするために設定したものと考えられることから、団体に対し具体的な内容を記載するよう指導されたい。

3 補助事業等計画書について（注意）

補助事業等計画書の「補助金算出の基礎」欄に補助金の具体的な算出過程が記載されていなかった。

「補助金の審査手続きにおける関係様式作成の徹底について（令和元年7月26日付け 財政課長通知）」に基づき、団体に具体的な算出過程を記載するよう指導されたい。

〔川を渡るぼんでん振興会〕

(所管部署：観光文化スポーツ部 文化財課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市伊豆山神社川を渡る梵天保存継承事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市伊豆山神社川を渡る梵天保存継承事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	1,620,000	1,620,000	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 花館公民館		会計処理： 花館公民館	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	市指定無形民俗文化財である伊豆山神社川を渡る梵天の保存、継承、普及啓発等に資する事業に必要な財政的支援を行うことにより、伝統行事に対する市民の意識を高め、もってその適正な保存及び保護並びに地域活性化を図ることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	川を渡るぼんでん振興会が行う伊豆山神社川を渡る梵天。
補助金の使途・対象経費	需用費、役務費、委託料、借上料、原材料費、その他市長が事業内容を審査し必要と認める経費
補助金額の算定・交付基準	補助対象経費の全額で予算の定める範囲内の額
根拠要綱等の終期	令和15年3月31日

○監査意見

1 条例第19条に規定する交付基準の運用について（指摘）

市内に存在する文化財の保存継承等に関する補助としては、大仙市文化財保存等継承事業補助金（以下「文化財事業補助金」という。）が存在しており、市指定無形民俗文化財については事業費の3分の1以内となっている。

しかし、今回監査の対象となった「伊豆山神社川を渡る梵天」については別途交付要綱を制定し、事業費の2分の1を超える補助を行っている。

その理由について確認したところ、文化財事業補助金では必要と考えられる支援額を補助することができないことから、別途補助制度を創設したとのことであった。

条例に準拠した補助率を適用している補助金が多くを占める一方で、今回監査したものの中には同条第4号に規定する「その他市長が特に交付を必要と認められるものについては、予算の範囲内で市長の定める額」を適用し、条例で定める補助率の上限である2分の1を超えて交付している補助金が見受けられた。条例第19条第4号の適用については、各部局において十分に協議され、総務課及び財政課の審査のもと交付要綱等を定めているものと考えられるが、適用にあつての基準がなく、協議経過の保存や決裁等のルールが定められていないことから、適用の根拠が曖昧となっている。

予算を統括する財政課をはじめ関係する部署においては、条例第19条第4号の適用に関する必要事項を定め、補助金の透明性向上に努められたい。

2 交付決定の決裁について（注意）

交付決定については、専決規程において1件100万円以上300万円未満は財政課長専決となっているが、担当課長の決裁となっていたので、専決区分を遵守されたい。

3 概算払の審査について（注意）

概算払申請書に記載する補助金等の申請額について、申請額である1,620,000円と記載すべきところを総事業費である1,909,300円と記載されていたので、審査を適正に行うとともに団体に対し必要な補正を指導されたい。

また、債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、補助金等交付決定通知書に「前金払」と記載されていたので、正確に記載されたい。

〔秋田県立大曲農業高等学校太田分校 教育振興会〕

(所管部署：教育委員会事務局 教育総務課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	秋田県立大曲農業高等学校太田分校教育振興会事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	高等学校教育振興会等に対する補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度 784,000	令和5年度 784,000	令和4年度 784,000	令和3年度 784,000
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	高等学校教育振興会等が実施する事業に対し必要な支援を行うことにより、高等学校教育の充実と推進を図ること及び人材育成に資することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	市長が認めた高等学校の教育振興会事業及び後援会事業
補助金の使途・対象経費	生徒活動費（社会福祉研究活動費、伝統文化の継承及び普及活動費等）、進路指導費等の教育活動に直接関わる経費
補助金額の算定・交付基準	予算の定める額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 補助金の交付基準及び効果検証について（指摘）

補助金の交付基準は条例第19条に規定されており、同条第1号では基本的な補助率として必要最小経費の3分の1以内としており、同条第2号では公益上必要かつ効果の顕著なもので市が特に奨励的と認められるものについては必要最小経費の2分の1以内としている。

しかし、本補助金の交付額は784,000円となっており、実績報告書に記載されている総事業費1,216,881円の2分の1を超えていた。さらに団体における事業の繰越金額は、令和5年度が543,059円、令和6年度が417,562円となっており、令和6年度の補助額に対する繰越金額の割合は53.3%となっていた。

このことについて、条例に規定する交付基準に対する考え方などを確認したところ、交付要綱において補助金の額を「予算の定める額とする。」と規定していることから、予算措置をもって条例第19条第4号に規定する交付条件が適用されると判断し、ここ数年間は団体からの要望などを基に同額を交付してきたとのことであった。

令和6年度当初予算編成要領においては「それぞれの補助金の目的に照らし合わせ、必要性や効果等を再検証し、整理統合や補助率の適正化など全般的な見直しを図ること。新たに補助制度を創設する場合は、必ず終期を設定すること。終期を迎えた補助制度は必ず見直しを行い、廃止も含めて検討すること。」という方針が示されている。しかしながら、本補助金については補助率や補助対象経費が交付要綱等に定められておらず、加えて、補助額についても長年見直しが行われないうまま同額を補助していた。補助率や補助対象経費等は補助金の算定や支出の根拠となるものであることから、交付要綱を改正されたい。

併せて団体の決算状況を毎年度確認し、繰越金が一定の水準にある場合は交付内容の見直しを検討されたい。

2 補助対象経費の明確化について（指摘）

補助対象の範囲や算定方法については、交付額や使途の透明性を確保する観点から、交付要綱等で補助対象の範囲や算定方法などを明確にする必要がある。

本補助金の補助対象経費は交付要綱において「生徒活動費（社会福祉研究活動費、伝統文化の継承及び普及活動費等）、進路指導費等の教育活動に直接関わる経費」と規定されているのみであり、具体的な内容が不明確であった。

補助対象の範囲や算定方法が不明確であると、交付額の妥当性や使途の透明性を確保できないことから、具体的な支出科目を設定するなど、詳細に規定するようにされたい。

3 補助金交付の公平性確保について（注意）

監査実施時点において当該団体を含む一部の高等学校教育振興会等のみが継続的に交付を受けており、その他の団体に対する制度の周知がなされていなかった。

補助金は、特定の団体等に限定されておらず、他団体との間で公平性が保たれている必要があることから、他団体への制度の周知を含め、本補助金のあり方について検討されたい。

4 概算払する場合の審査について（注意）

申請書に概算払を必要とする理由が記載されていなかった。

概算払は、債務の確定前に概算をもって行う支出の例外であることから、その必要性について申請書に理由を記載させるとともにその必要性について十分に審査したうえで行われたい。

5 補助事業等計画書について（注意）

補助事業等計画書の「補助金算出の基礎」欄に補助金の具体的な算出過程が記載されていなかった。

「補助金の審査手続きにおける関係様式作成の徹底について（令和元年7月26日付け 財政課長通知）」に基づき、団体に対し具体的な算出過程を記載するよう指導されたい。

6 実績報告書について（注意）

実績報告書の補助金交付決定年月日について、交付決定通知書では令和6年5月29日付けとなっているが令和6年6月25日と記載されていたので、団体に対し必要な補正を指導するとともに内容の審査を十分に行われたい。

〔東京嶽雄会〕

(所管部署：神岡支所 市民サービス課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	大仙市首都圏ふるさと会等助成金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市首都圏ふるさと会等助成金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	200,000	150,000	150,000	150,000
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	大仙市出身者で構成する首都圏ふるさと会等が、会員相互の親睦と融和を図るとともに、市との情報交換等を通じ市の発展に寄与するための活動及び運営に対し助成することを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	助成金の交付を受けることができるふるさと会は、次に掲げる要件を備えているものとする。 (1) 大仙市出身者で構成する会であること。 (2) 会が自主運営されていること。 (3) 会の活動が市長の認めるものであること。
補助金の使途・対象経費	団体の活動及び運営に係る経費
補助金額の算定・交付基準	1団体につき年間200,000円
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

・支出方法について（注意）

令和5年4月18日付けの移住定住促進課長名の事務連絡において「要綱において前金払いに関する記載はなく、また交付決定通知を受けたふるさと会から助成金の請求があった場合は、助成金を支払わなければならないと読み取れることから、交付決定通知書への前金払いに関する記載は入れないでください。」と記載されているが、実際には団体からの請求に基づき前金払で支出されていた。

こうした状況は、交付要綱に条例の適用を受けることを規定した条文が無いことに起因するものと考えられることから、交付要綱を改正されたい。

また、本助成金については定額であることから、事業完了前に団体からの請求に基づき、前金払として支出しているが、必要性等の審査は特段なされていなかった。

条例施行規則第5条において、「市長は、補助金等の内容及び性質等を勘案し、必要と認めるときは、当該補助金等を前金払又は概算払することができる。」と規定されていることから、十分に審査したうえで行われたい。

〔黒瀬町飲食店祭実行委員会〕

(所管部署：企画部 地域活動応援課)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	300,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域住民が連携し、自主的、主体的に行う地域づくり活動に対し、各地域枠予算に基づく補助金を交付することにより、地域住民と市が協働して地域の個性を伸張させることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	地域づくり活動であって、次の各号のいずれかに該当するもの(施設整備等に係る事業を除く。)とする。 (1) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の能力を活かして、地域の特色を継承し、伸張させる事業 (2) 地域の特色を活かしたイベントなど、地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業 (3) 地域住民の連携に基づく環境美化活動や安全、安心な地域づくり活動など、地域の実情に応じた、自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業 (4) 地域の人のつながりを活かしたボランティア育成やネットワークづくりなど、各種団体の社会貢献活動を促進していくための事業 (5) その他市長が適当と認める事業
補助金の使途・対象経費	報償費(労務の対価として支出されるものを除く。)、旅費、需用費(燃料費、修繕費、印刷製本費、消耗品費、食糧費(ただし、補助金の交付申請額に占める割合が10分の1以下であること。)、賄材料費等)、委託料(ただし、全体事業費に占める割合が4分の3以下であること。)、役務費(保険料、郵便料、手数料及び通信運搬費)、使用料及び賃貸料、工事請負費(ただし、全体事業費に占める割合が4分の3以下であること。)、原材料費、備品購入費
補助金額の算定・交付基準	補助金の額は、30万円を限度として、補助対象経費に6分の5を乗じて得た額
根拠要綱等の終期	規定なし

○監査意見

1 条例第7条に規定する交付条件について(注意)

決定通知書に条例第7条で規定する交付条件について、同条第2号及び第3号の内容が記載されていないかったので、全ての交付条件を漏れなく記載されたい。

2 実績報告書について（注意）

実績報告書の事業期間の始期が交付申請書よりも前となっていたので、団体に対し必要な補正を指導されたい。

また、補助事業期間以前に支出したものが補助対象経費に含まれていたため、団体に対し交付決定後に事業着手するよう指導されたい。

3 決定通知書の記載事項について（注意）

団体代表者の職名が決定通知書では「統括責任者」となっているが、団体の会則では「代表」となっており記載内容が異なっていた。

令和 4 年度財政援助団体等監査においても指摘しているが、代表者の職名は団体の法的な代表者を確認する意味においても重要であることから、正確に記載されたい。

〔土川自治会長会〕

(所管部署：西仙北支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度 500,000	令和5年度 500,000	令和4年度 332,816	令和3年度 -
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	P28と同様。
補助対象事業及び活動内容	P28と同様。
補助金の使途・対象経費	P28と同様。
補助金額の算定・交付基準	地区コミュニティ会議等に交付する場合は補助対象経費の全額で限度額50万円
根拠要綱等の終期	P28と同様。

○監査意見

1 補助事業期間について（注意）

交付申請書に事業期間が令和6年12月31日までとなっているが、実績報告書の事業完了日は令和7年2月28日となっており、申請した事業期間内に完了していなかった。また、条例第7条第2号に規定する変更申請や同条第4号に規定する市長への報告もなされていなかった。

事業期間内に事業が完了しない場合は、条例第7条の規定に基づき必要な手続きを行うよう団体に対し指導するとともに必要に応じて履行状況の確認を行われたい。

2 概算払の精算処理について（注意）

財務規則第67条に規定する概算払精算書が作成されていなかったため、財務規則に基づき作成されたい。

3 報酬等に係る所得税の源泉徴収事務について（注意）

補助対象事業として実施されたイベントにおいて芸能関係等の出演を依頼した者に対し報償費として155,000円を支出しているが、所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法第6条において人格のない社団や財団（任意団体）であっても源泉徴収義務者になるとされていることから、団体に対し適法な源泉徴収を行うよう指導されたい。

〔八乙女YOSAKOI祭実行委員会〕

(所管部署：中仙支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度 300,000	令和5年度 300,000	令和4年度 -	令和3年度 -
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	P28 と同様。
補助対象事業及び活動内容	
補助金の使途・対象経費	
補助金額の算定・交付基準	
根拠要綱等の終期	

○監査意見

1 実績報告書について (注意)

実績報告書と領収書等を照合したところ、事業期間が令和6年4月20日までとなっているが、最終支払日が令和6年5月24日となっており事業期間後に支払が行われていた。

団体に対し事業期間に支払を完了させるか、間に合わない場合は条例第7条第2号に規定する変更申請を行うなど適切な手続きを行うよう指導されたい。

また、交付要綱第11条において「申請者は、事業完了後30日又は当該補助金の交付を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、地域づくり事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定されているが、実績報告書が令和7年3月28日付けで提出されており期日を徒過していたので、団体に対し期限を遵守するよう指導されたい。

2 概算払の精算処理について (注意)

財務規則第67条に規定する概算払精算書が作成されていなかったため、財務規則に基づき作成されたい。

[KMC. 11th]

(所管部署：協和支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	300,000	300,000	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	P28と同様。
補助対象事業及び活動内容	
補助金の使途・対象経費	
補助金額の算定・交付基準	
根拠要綱等の終期	

○監査意見

・会計書類について（注意）

団体の出納簿について、旅費の支払日を令和6年11月7日と記載すべきところを令和6年1月17日と記載しているものがあったので、団体に対し適正な書類の作成を指導されたい。

〔南外民俗祭の会〕

(所管部署：南外支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	300,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	P28 と同様。
補助対象事業及び活動内容	
補助金の使途・対象経費	
補助金額の算定・交付基準	
根拠要綱等の終期	

○監査意見

1 概算払する場合の審査について (注意)

申請書に概算払を必要とする理由が記載されていなかった。

概算払は、債務の確定前に概算をもって行う支出の例外であることから、その必要性について申請書に理由を記載させるとともに十分に審査したうえで行われたい。

2 実績報告書について (注意)

実績報告書と領収書等を照合したところ、事業期間が令和7年3月1日までとなっているが、最終支払日が令和7年3月7日となっており事業期間後に支払が行われていた。

団体に対し事業期間に支払を完了させるか、間に合わない場合は条例第7条第2号に規定する変更申請を行うなど適切な手続きを行うよう指導されたい。

〔史跡の里づくり委員会〕

(所管部署：仙北支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域イベント補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域イベント補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	1,150,000	1,000,000	1,054,412	45,196
当該団体の事務担当	事務一般： 所管部署		会計処理： 所管部署	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	地域において行う地域イベントに対して補助金を交付し、地域の活性化及び商工業の振興を図ることを目的とする。
補助対象事業及び活動内容	補助対象事業は、地域において行われる次に掲げるイベントとする。 (1) まつり大曲推進事業 (2) ふるさと西仙まつり (3) ドンパン祭り (4) 樽岡さなぶり酒花火 (5) 史跡の里づくり事業 (6) 太田の火まつり
補助金の使途・対象経費	報償費（労務に対する対価を除く。）、需用費（燃料費、修繕料、印刷製本費及び消耗品費。ただし、修繕するものは、事業を実施するにあたり必要不可欠かつ交付対象者が所有するもの。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（ただし、汎用性が低く、当事業においてのみ使用されるもの）
補助金額の算定・交付基準	補助対象事業費の2分の1以内で予算の範囲で市長が定める額
根拠要綱等の終期	令和9年3月31日

○監査意見

1 申請調書について（注意）

申請調書に「同事業への補助については、仙北地域協議会で承認を得たものである」と記載されているが、地域枠予算における地域協議会の承認は令和2年度に廃止されているので、調書の正確な作成に努められたい。

また、「補助申請額及び算出基礎」欄に「要綱による」とだけ記載するなど補助金額の具体的な算出過程が記載されていなかったため、適切な記載に努められたい。

2 決定通知書について（注意）

債務の確定前に支払う場合は「概算払」であるが、決定通知書に「前金払」と記載していたので、正確に記載されたい。

3 実績報告書について（注意）

実績報告書の提出日が令和7年3月26日となっているが、事業完了日が令和7年3月31日となっており、整合性が取れていない内容となっていた。

また、払田柵の冬まつりは屋外イベントから屋内イベントに変更した上で実施された事業であるにもかかわらず、備考欄に「開催中止」と記載されており事実と異なる内容となっていた。

正確な書類の作成を行うとともに提出された書類の内容について十分に審査されたい。

4 会計書類について（注意）

団体の支出伝票の支払科目について、「委託料」と記載すべきところを「助成金」と記載していたものがあったので、正確な会計帳簿の作成に努められたい。

〔おおたみなみ地域いきいき事業推進委員会〕

(所管部署：太田支所 地域活性化推進室)

1. 当該財政的援助の概要

補助金名	地域づくり事業補助金			
交付の根拠となる要綱等	大仙市地域づくり事業補助金交付要綱			
当該団体への補助金額の推移 (単位：円)	令和6年度 300,000	令和5年度 -	令和4年度 -	令和3年度 -
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

補助の目的	P28と同様。
補助対象事業及び活動内容	
補助金の使途・対象経費	
補助金額の算定・交付基準	
根拠要綱等の終期	

○監査意見

・実績報告書について（注意）

実績報告書と領収書等を照合したところ、事業期間が令和7年1月31日までとなっているが、最終支払日が令和7年3月5日となっており事業期間後に支払が行われていた。

団体に対し事業期間に支払を完了させるか、間に合わない場合は条例第7条第2号に規定する変更申請を行うなど適切な手続きを行うよう指導されたい。

〔「大曲の花火」実行委員会〕

(所管部署：経済産業部 花火産業推進課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	モントリオール国際花火競技大会出品負担金			
当該団体への本負担金に係る負担金額の推移 (単位：円)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	10,000,000	—	—	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	「大仙市花火産業構想」に基づき、夏の全国花火競技大会を起点に、同大会とは異なる趣向で「春の章」、「秋の章」を展開し、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。
負担金の対象事業及び活動内容	モントリオール国際花火競技大会出品事業
負担金の使途・対象経費	モントリオール国際花火競技大会での打ち上げを行うための大曲の花火協同組合への委託料
負担金額の算定・交付基準	大曲の花火協同組合への委託料からモントリオール国際花火競技大会主催者からの負担金を差し引いた額の半額

○監査意見

・負担金支出の根拠について (注意)

負担金を支出する際の根拠について、令和5年度定期監査報告書で「市が構成員である団体に対しその団体の必要経費に充てるため費用を負担する場合は、規約や協定書などにより対象となる経費や負担する金額などを明確に定める必要があると考えられる」と意見を出しているが、今回の監査においてもそれらを定めた協定書等の作成がなされていなかった。

その理由について聴取したところ、国外で実施されるイベントであり為替の影響を受けるため、事業完了まで負担金額を確定できないことから、事前に金額を明示した協定書等の作成が困難と考え事後に精算することとしたためであるとのことであった。

また、今回の監査で対象とした事業の中には懇親会費が含まれていた。当該経費については、口頭による協議により商工会議所が負担することとしたとのことだが、協定書等が作成されていなかったことから、市の負担金が充てられたとの誤解が生じかねない状況であった。

予算編成にあたり負担金の見積を行っていることから、市が負担する経費及び精算方法などを定めることは可能であり、協定書等の作成により後に疑義が生じないようにすべきであったと考えられる。花火産業構想の推進については、市民の関心が高い事業であることや実行委員会に対し複数の負担金を交付していることを踏まえれば、支出の透明性をより高める必要があると考えられることから、厳正な執行に努められたい。

[大仙市スポーツツーリズムコミッション]

(所管部署：観光文化スポーツ部 スポーツ振興課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	大仙市スポーツツーリズムコミッション負担金（通常分）			
当該団体への本負担金に係る負担金額の推移（単位：円）	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	4,991,000	2,299,000	1,100,000	—
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	大仙市の観光・文化・スポーツ施設や資源を活用して、積極的にスポーツ大会やレジャー及び健康イベント、団体による合宿等を誘致する「スポーツツーリズム」を推進することにより、旅行者による地域活性化や交流人口の拡大を図ることを目的とする。
負担金の対象事業及び活動内容	観光、スポーツイベント等の誘致・開催、開催支援、調査・研究、その他目的達成のために必要な事業
負担金の使途・対象経費	旅費、渉外費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、予備費
負担金額の算定・交付基準	規定なし

○監査意見

1 負担金支出の根拠について（注意）

負担金を支出する際の根拠について、令和5年度定期監査報告書で「市が構成員である団体に対しその団体の必要経費に充てるため費用を負担する場合は、規約や協定書などにより対象となる経費や負担する金額などを明確に定める必要があると考えられる」と意見を出しているが、今回の監査においてもそれらを定めた協定書等の作成がなされていないので、今後は文書により取り決め内容を明らかにするようにされたい。

2 市が事務局を担任する団体の備品管理について（注意）

スポーツ振興課は、大仙市スポーツツーリズムコミッションの事務局を受任しており、団体の予算で購入した冷蔵庫や冷風機などの備品管理を行っている。今回の監査において、備品の管理状況について確認したところ、備品台帳の整備や標識の貼付を行っておらず、管理を受任することについて文書による取り決めもなされていないということであった。

大仙市任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱規程（以下「取扱規程」という。）では、文書の管理については団体より承諾を得て行うこと及び管理手法が規定されているが、備品管理を市が受任することを想定した条文はない状態となっている。

こうした状況は、備品管理に関する責任の所在が不明確となり、万が一の場合に市の責任となる可能性があることに加え、団体によっては市からの補助金又は負担金の交付を受けているものものあることから、任意団体事務を統括する総務課においては取扱規程を改正し、市が団体から備品管理を

受任する際の条件及び管理手法などについて明確にされたい。

また、備品の保管場所となっている音楽交流館は神岡中央公民館の所管となっていることから、盗難や焼失などの事故が起きた場合の取扱いなどを含めた保管に関する協議を行われたい。

[大曲仙北教育研究会]

(所管部署：教育委員会事務局 教育指導課)

1. 当該財政的援助の概要

負担金名	大曲仙北教育研究会負担金			
当該団体への本負担金に係る負担金額の推移（単位：円）	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	1,410,000	1,419,000	1,419,000	1,431,000
当該団体の事務担当	事務一般： 当該団体		会計処理： 当該団体	

2. 当該財政的援助の制度内容

当該団体の設立の目的	会員の資質向上を図り、各研究団体の自主的な計画とその研究推進を助長し、研究行事の連絡調整に係る諸経費の負担について助成すること等を目的とする。
負担金の対象事業及び活動内容	担当教科及び研究領域における教職員の指導力向上と各校の教育課程の充実を図ることを目的とする。
負担金の使途・対象経費	事務費、会議費、事業費、秋教研負担金、雑費、予備費
負担金額の算定・交付基準	以下に記載するア～エの90%とオ及びカの合計金額 ア. 6,000円×学校数（校長会） イ. 1,000円×学校数（教頭会） ウ. 500円×研究団体数23×学校数（研究会） エ. 400円×教職員数（特別研修派遣） オ. 1,000,000円を構成市町毎の生徒数で按分した金額（中体連） カ. 20円×児童生徒数（学校保健会）

○監査意見

・繰越金及び運営基金のあり方について（検討・要望）

団体では、会費や構成市町からの負担金が入金となるまでの間に実施する事業の支払いに備えることなどを目的に100万円を限度として運営基金を設けている。

この運営基金の活用状況について確認したところ、近年は研究大会における講演料が多額になる場合に備え繰越金に余裕を持たせていることから、運営基金の活用実績が無いとのことであった。

義務教育を取り巻く環境は、GIGAスクール構想の推進による情報端末機器の急速な普及、教員の働き方改革及びそれに伴う教職調整額のあり方、部活動の地域展開など様々な課題が山積している。本市を含めた大曲仙北地域の教育水準及び教員のモチベーションの維持向上のため、団体においては繰越金及び当該基金を活用した県外研修など研修活動の更なる充実に努められたい。